【広島市】

1人1台端末の利活用に係る計画

1 1人1台端末を始めとする ICT 環境によって実現する学びの姿

中央教育審議会答申「『令和の日本型教育』の構築を目指して〜全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現〜」では、児童生徒一人一人に寄り添ったきめ細かな指導、学習活動・機会の充実を図るために、少人数による指導体制の整備に加え、ICT の効果的な利用が必要だと示されている。

本市では、今後更なるグローバル化の進展や急速な技術革新、地球規模の課題の深刻化など、国内外の社会環境が変化する中にあっても、広島のこどもたちが、持続可能な社会の構築に向け、本質や根源を探究し、課題解決に向けて論理的・主体的に考え行動する力や互いの違いや多様性を理解・尊重し、共生・協働する力などの資質・能力を身に付け、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく備えた「心身共にたくましく思いやりのある人」として成長していくことを目指している。

その中で、重点的な取組の1つとして、一人一人の個性・特性を尊重するとともに、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む教育の推進を掲げ、それぞれの教育段階において、ICT を活用し、こどもの学習進度や学習到達度に応じた指導等を行うことで、個別最適な学びを推進している。また、不登校対策として、個々のこどもの状況に応じた適切な支援に取り組むこととしており、学校で学びたくても学べないこどものために、遠隔・オンライン教育を活用するなど、ICT を活用した学びの保障に取り組んでいる。

2 GIGA 第1期の総括

本市では、令和3年度末までに1人1台のタブレット端末とネットワーク環境の整備を完了した。 その後、令和4年度からは全ての小・中学校等において学習支援システムを導入し、個別最適な学びと 協働的な学びの実現に向けた環境を整備した。

こうした中、タブレット端末の効果的な活用方法を普及するため、本市が指定する研究校や文部科学省が指定するリーディング DX スクール事業指定校における取組を、公開授業研究会や本市の教職員 ICT 活用サイト等を通じて市内の教員に広く周知した。

また、教育センター研修において、情報教育担当者や希望者を対象に ICT 活用に係る研修を実施した。

取組の結果、令和6年4月に実施した全国学力・学習状況調査の児童(生徒)質問の「5年生までに (1、2年生のときに)受けた授業で、PC・タブレットなどの ICT 機器を、どの程度使用しましたか」 の項目において、「週3回以上」と回答した児童生徒の割合が、本市は約62%であり、全国平均と同程度であった。前年の調査結果と比較すると約2ポイント上昇しており、着実に活用頻度は上がっている

しかし、全国学力・学習状況調査の学校質問の「調査対象学年の児童(生徒)が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面では、児童(生徒)一人一人に配備された PC・タブレットなどのICT 機器をどの程度使用させていますか」の項目において、「週3回以上」と回答した学校の割合が、全国平均が約24%に対し、本市は約18%であった。このことから、タブレット端末等のICT機器を児童生徒の特性・学習状況進度等に応じた指導で活用した頻度が、依然として低い状況があるため、タブレット端末等を活用した授業の充実に向けて、教員への研修等を引き続き実施するとともに、タブレット端末等を効果的に活用した実践事例を共有していく必要がある。また、家庭学習の充実を図るための選択肢の一つとして、タブレット端末を有効に活用することが挙げられることから、保護者の方にもその必要性について理解していただけるような取組を行う必要がある。

3 1人1台端末の利活用方策

(1) タブレット端末等を効果的に活用した授業の充実

研究校を指定し、タブレット端末等の ICT 機器や学習支援システム等を効果的に活用した先行的な研究を行い、研究の成果を普及する。また、情報共有サイトで閲覧できる資料や教材等の充実を図るとともに、研修会等を通して実践事例を周知することで、教職員のタブレット端末の積極的・効果的な活用を促進する。さらに、タブレット端末を活用して家庭学習の充実を図ることができるよう、家庭でのタブレット端末を活用した実践事例を周知するとともに、タブレット端末を家庭で活用することの有用性を保護者へ周知する方法を検討する。

教育センター研修においても、引き続き、各校の情報教育担当者や希望者を対象とした研修を実施し、授業での効果的な ICT 活用を進める。

(2) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

学習支援システムを活用した授業実践に加えて、教員がより自由な発想で「調べる」「発表・表現する」「やりとりする」「理解度に合わせて課題に取り組む」という授業場面を設定できるように、授業での利用できるソフトウェアの種類を増やす。また、文部科学省の学校DX戦略アドバイザー事業を活用して専門性を有した講師を招聘し、授業改善に係る研修会を実施する。

(3) 学びの保障

本市では、誰一人取り残されない学びの保障に向けて、指定校が、当該校に在籍する不登校及び不登校傾向児童生徒を対象に、オンデマンドで視聴できる授業動画を作成したり、当該校の所在する行政区内で学校間同時双方向型オンライン授業を配信したりしているところである。GIGA 第2期においては、これらの取組について、授業動画が視聴できる学校やオンライン授業が受講できる区域を順次拡大していくよう検討し、不登校及び不登校傾向児童生徒への有効な支援の一つとして ICT を活用していく。

また、引き続き、特別な教育的支援が必要な児童生徒の困難さを補う活用の仕方の普及を図るなど、様々な困難のある児童生徒に対する支援として ICT を活用していく。